特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	児童福祉関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能代市は、児童福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

能代市長

公表日

令和7年1月30日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称 児童福祉関係事務					
②事務の概要	当該事務は、児童福祉法に基づく障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所 医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費並びに高額障害児通所給付費に関 する事務である。 各給付費並びに医療費の支給申請や異動・喪失等の届出と費用徴収に関する事務で個人番号を用い る。				
③システムの名称	福祉総合システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム				

2. 特定個人情報ファイル名

障害福祉台帳情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号法第9条第1項及び別表9の項

・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の ・主務省令第2条の ・主務省による障害 根拠】 ・主務省福祉会の根拠】 ・主務福祉福等の 下児童障省社 ・主務福祉世 ・主務福祉 ・主務福祉 ・主務福祉 ・主務省 ・主務省 ・主務省 ・主務省 ・主務省 ・主務省 ・主務省 ・主務省	ラート では、 	人情報の提供の制限) 利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(特定個人情報)に「児童福 関する情報」が含まれる項(11、15、20、80、144、155の項) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に 所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給 に関する事務」が含まれる項(14の項) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に 所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談 記機(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に 所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談 記相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務」 「記載所医療費の支給に関する事務」が含まれる項(16の項) 「記載所医療費の支給に関する事務」が含まれる項(16の項) 「記載に関する事務」が含まれる項(20の項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民福祉部 福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か			[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和:	2年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和:	2年4月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 施機関については、それ] れぞれ重点項目評	<選択肢> (選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び ボール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		I]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	ა]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	ა	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	•					

7. 特定個人情報の保管	•消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作詞	ŧ	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	・児童福祉関係事務では、申請書に	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている 記載されたマイナンバーの確認作業を行っているが、いずれの局間
判断の根拠	においても複数人での確認を行うよう 考えられる。	うにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。
9. 監査		
実施の有無	[O]自己点検 [C)] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育	•啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
11. 最も優先度が高いと 最も優先度が高いと考えらる る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリス 2) 目的を超えた紐付け、事務に 3) 権限のない者によって不正に 4) 委託先における不正な使用 5) 不正な提供・移転が行われる 6) 情報提供ネットワークシステ	スクへの対策 :必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 :使用されるリスクへの対策 等のリスクへの対策 らリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 公を通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 と・毀損リスクへの対策
最も優先度が高いと考えられ	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリス 2) 目的を超えた紐付け、事務に 3) 権限のない者によって不正に 4) 委託先における不正な使用 5) 不正な提供・移転が行われる 6) 情報提供ネットワークシステス 7) 情報提供ネットワークシステス 8) 特定個人情報の漏えい・滅労	スクへの対策 必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 使用されるリスクへの対策 のリスクへの対策 のリスクへの対策 いリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 仏を通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	4.情報提供ネットワークシステ ム情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(9、10、11、15 の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(8 11 16 56の2 108 116の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣所・総務省令第7号)第7条、第10条、第12条、第30条、第55条 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費を表して、第一時、特別であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(10の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(9、10、11、15 の項)	第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額管害児通所給付費、障害児相談支援給付費の支給付費を書見って支援を対しては特例障害児祖談支援に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(11の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める条第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に・「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支もの」が含まれる項(12の項)・「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の項)・「児童福社法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の項)「でよける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			·番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステ /・情報連進	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(8 11 16 56の2 108 116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第7条、第10条、	る障害児通所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(8 11 16 56の2 108 116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成		
		第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(10の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成	通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは 高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉 サービスの提供に関する事務であって主務省 令で定めるもの」が含まれる項(10の項) 行政手続における特定の個人を識別するため		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステ ム情報連携 ②法令上の根拠	通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費の支給又は特例障害児相談支援給付費の支給又は時例障害児相談支援給付費の支給又は時不可定めるもの」が含まれる項(11の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10条第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に・「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(12の項)・「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の項)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10条第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に・「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(12の項)・「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務	事後	
令和7年1月30日		特別障害児相談又振和的負並のに高額障害児通所給付費に関する事務である。 番号法においては、別表第一項番8の規定のと	当該事務は、児童福祉法に基づく障害児通所 給付費及び特例障害児通所給付費、肢体不自 由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び 特例障害児相談支援給付費並びに高額障害児 通所給付費に関する事務である。 各給付費並びに医療費の支給申請や異動・喪 失等の届出と費用徴収に関する事務で個人番 号を用いる。	事後	
令和7年1月30日	3. 個人番号の利用	番号法別表第一(8の項)	・番号法第9条第1項及び別表9の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第8条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(8 11 16 56の2 108 116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成	【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費者しくは特例障害児相談は出まる事務であって	【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「児童福所給付費に過所給害児通所給付費。等別で書記を書しては、第1個(情報照会の方と、第1欄(情報所受力を表のうち、第1欄(情報所受力では、第2欄のでは、第2個のでは、第2個のでは、第2個のでは、第2個のでは、第2個のでは、第2個のでは、第2個のでは、第2個のでは、第2個のでは、第2条の表のうち、第1欄(情報所会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用等務)に「児童福社会の方と、第1欄(情報所会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用所との項)・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号別通の項)・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号別通の項)・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号別で、16の項)・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号認項(16の項)・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号認項(16の項)・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報開会会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号)に「児童福社法による負担能力の項)	事後	
令和7年1月30日	8. 人手を介在させる作業	<i>(新規)</i>	十分である ・児童福祉関係事務では、申請書に記載されたマイナンバーの確認作業を行っているが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年1月30日	9. 監査	[]内部監査	[〇]内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			9)従業者に対する教育・啓発		
			十分である		
令和7年1月30日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	<i>(新規)</i>	能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、下記の対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 ・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、報告すること。 ・各課等の長を情報保護管理者として事務取扱担当者の適切な監督を行うこと。 ・研修計画を策定し、情報保護管理者や事務取扱担当者等に対して研修を行うこと。 また、受講確認を行い、全ての対象職員が受講するための措置を講じていること。 ・庁内で漏えい等の事案が発生した場合、再発防止の周知等を行うこと。	事後	